

# 姫路市再犯防止推進計画

## 【概要版】



法務省・更生保護のマスコットキャラクター  
「更生ペンギンのホゴちゃん」

令和4年(2022年)3月

姫路市

# 第1章 計画の概要

## 1 策定の背景、計画の位置付け

近年、全国的に刑法犯の検挙者数が減少している一方で、再犯者数の減少を上回るペースで初犯者数が減少し続けているため、再犯者率は増加を続けており、再犯を防止することが重要な課題となっています。

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在します。そのような人の再犯を防止するには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要です。

平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

姫路市では、再犯防止推進法の趣旨を踏まえ、市民だれもが身近な生活において安全・安心を実感できるまちづくりの実現に向け、再犯防止推進法第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、この計画を策定します。そして、計画を推進することによって、市内のさまざまな事業に再犯防止（犯罪をした人等の社会復帰促進）の視点を反映させ、安全・安心な地域づくりを進めてまいります。

### 本計画における「犯罪をした人等」、「再犯防止」とは

本計画において、「犯罪をした人等」とは、犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいい、警察で微罪処分になった人や検察庁で起訴猶予処分になった人、裁判所で全部執行猶予になった人、入所受刑者、保護観察に付された人、満期釈放された人等を含みます。

また、「再犯防止」とは、犯罪をした人等が再び犯罪をすることを防ぐ（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった人が再び非行少年となることを防ぐ）ことをいいます。

## 2 基本方針

犯罪をした人等が円滑に社会の一員として復帰できるよう支援することは、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らしていける社会の実現につながります。

そこで、再犯防止推進法の基本理念を踏まえ、犯罪をした人等を含め市民だれもが安心して穏やかに暮らせるように、次の4つを基本方針として設定します。

#### ① 誰一人取り残さない

犯罪をした人等が社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員とすることができるよう、あらゆる人と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、県、市町、民間の団体その他の関係者と緊密な連携協力体制をとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進します。

#### ② 切れ目のない指導及び支援

犯罪をした人等が刑事司法手続を経て地域社会へ戻り、社会の一員として復帰するまでの間、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導や支援を受けられるようにします。

#### ③ 効果的な施策

再犯の防止等に関する施策は、犯罪や非行の実態を踏まえ、既存の施策の効果検証や民間団体その他関係者の意見聴取を行うなど、社会情勢に応じた効果的なものとなるように取り組みます。

#### ④ 広く市民の関心と理解を醸成

犯罪をした人等が立ち直り、円滑な社会復帰を果たすためには、本人の努力だけでなく、周囲の人や地域社会の理解と協力が必要です。再犯の防止等に関する取組を分かりやすく効果的に広報するなど、広く市民の関心と理解が得られるように普及、啓発していきます。

### 3 重点課題

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐の分野にわたることから、再犯防止推進法に規定する基本的施策に基づき、次の5つに整理し重点課題とします。

#### ① 就労・住居の確保等のための取組

#### ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

#### ③ 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### ④ 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

#### ⑤ 関係機関・団体との連携強化等のための取組

### 4 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢の変化や国の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 第2章 施策の推進

### 1 就労・住居の確保等のための取組

#### (1) 就労の確保等

安定した生活を送る上で就労は重要な基盤であり、不安定な就労が再犯へとつながる可能性が高いことから、再犯防止にあたり、就労の確保は重要です。

##### ア 職業適性の把握と就労につながる知識・技能等の習得

- ・姫路少年刑務所への支援

##### イ 就職に向けた相談・支援等の充実

- ・稼働能力を有する生活保護受給者への就労支援事業
- ・生活困窮者自立相談支援事業の推進
- ・障害福祉サービス等の利用の支援
- ・姫路しごと支援センターの運営
- ・若者への就労支援の実施
- ・高齢者への就労支援の実施
- ・女性への就労支援の実施
- ・労働相談の実施

##### ウ 新たな協力雇用主の開拓・確保

- ・コレワーク近畿や兵庫県就労支援事業者機構との連携
- ・姫路就労支援協力雇用主会（姫路稀観会）への協力
- ・協力雇用主の紹介や募集の広報活動

##### エ 犯罪をした人等を雇用する企業等の社会的評価の向上等

- ・協力雇用主の公共調達受注の機会拡大

#### (2) 住居の確保等

適当な帰住先を確保することは、地域社会において安定した生活を送るために重要な基盤であり、再犯防止にあたって非常に重要です。

##### ア 更生保護施設における自立支援の充実

- ・更生保護施設への支援

##### イ 地域社会における定住先の確保

- ・市営住宅の適切な提供
- ・セーフティネット住宅の登録促進

## 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

### (1) 高齢者や障害のある人等への支援等

福祉的支援が必要であるにも関わらず、適切な支援に結びつかない場合があるため、関係機関が連携し、情報の提供・共有を含め、きめ細かな支援を実施していくことが必要です。

#### 保健医療・福祉サービスの利用に関する連携の強化

- ・生活保護による支援
- ・生活困窮者家計改善支援事業
- ・地域包括支援センターによる支援
- ・障害のある人への支援
- ・障害のある人の自立に向けた支援の実施
- ・発達上の課題を有する人に対する支援
- ・地域福祉計画との連携
- ・地域に密着した見守りの推進
- ・地域における生活に困窮した人の早期発見への取組
- ・総合的な相談支援機能の整備

### (2) 薬物依存を有する人への支援等

薬物事犯者は、犯罪をした人等であると同時に、治療を要する薬物依存症である場合が多く、薬物を使用しないよう適切な指導を受けるとともに、依存症からの適切な治療・支援を継続的に受けることが必要です。

#### ア 薬物依存症に関する相談支援窓口の充実

- ・精神科医によるこころの健康相談の実施
- ・精神保健福祉相談員、保健師による相談・支援

#### イ 薬物乱用防止に関する啓発活動

- ・薬物乱用防止教室の実施
- ・ポスターの掲示、リーフレットの配架、市広報誌やホームページへの掲載、啓発グッズを活用した啓発の実施

### 3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

#### 学校等と連携した修学支援の実施等

犯罪をした人等への継続した学びや進学・復学のための支援等、学校や関係機関との連携を強め、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組が必要です。

##### ア 児童生徒の非行の未然防止等

- ・児童やその家庭に対する相談支援の実施
- ・補導活動の実施
- ・少年無職化防止対策の実施
- ・青少年健育運動事業の推進
- ・青少年センターの運営

##### イ 学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・教育相談の実施
- ・姫路市いじめ防止基本方針に基づく取組
- ・スクールソーシャルワーカー配置事業の推進
- ・小中一貫教育推進事業の推進
- ・生活保護世帯における中学生の高等学校等進学の実現への取組
- ・生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業の推進

### 4 民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等のための取組

#### (1) 民間協力者の活動の促進等

再犯を防止するための施策の実施は、犯罪をした人等に対し地域において指導や支援に当たる保護司を始めとする多くの民間ボランティアの方々の協力により支えられており、その活動を支援します。

##### ア 民間ボランティアの確保

- ・保護司活動の紹介・周知
- ・再犯の防止等に取り組むNPO・ボランティア団体の活用
- ・「姫路市地域見守りネットワーク事業」への協力事業者の登録推進

##### イ 民間ボランティアの活動に対する支援の充実

- ・姫路保護観察協会、姫路市保護司会への支援
- ・犯罪をした人等や、その支援者からの、ボランティア活動に関する相談体制の充実

## (2) 広報・啓発活動の推進等

犯罪をした人等が社会に復帰した後に、社会での孤立や地域での生きづらさを感じることも再犯につながる一因と考えられます。地域住民の理解と協力を得るため、広報・啓発を実施していくことが重要です。

### ア 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ・法務省主唱「社会を明るくする運動」の推進
- ・市民への啓発の促進
- ・市職員の理解の促進
- ・人権啓発活動の推進
- ・学校における人権教育及び啓発活動の推進

### イ 民間協力者に対する表彰

- ・再犯を防止する社会づくりの功労者表彰の実施

## 5 関係機関・団体との連携強化等のための取組

### 関係機関・団体との連携強化等

更生支援推進の取組のためには、さまざまな関係機関・団体と連携強化を図り、支援のネットワークを構築していくことが必要です。

### ア 国、県等との連携の強化

- ・市町村再犯防止等推進会議への加入
- ・市町再犯防止担当者会議への参画
- ・大阪矯正管区、神戸保護観察所との連携
- ・神戸法務少年支援センターとの連携
- ・市教育委員会と県警本部との相互連携の推進

### イ 他の自治体、関係団体等との連携の強化

- ・矯正施設所在自治体会議への参加
- ・姫路少年刑務所教誨事業後援会による支援
- ・姫路市更生保護活動連携団体連絡会議の開催

## 姫路市再犯防止推進計画（概要版）

令和4年（2022年）3月

発行：姫路市市民局市民参画部市民活動推進課

住所：〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

連絡先：TEL 079-221-2737 FAX 079-221-2758

E-mail：sankaku@city.himeji.lg.jp